特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名	
19	福祉医療に関する事務 基礎項目記	評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

加西市は、福祉医療に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、その取り扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

兵庫県加西市長

公表日

令和6年1月5日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務					
①事務の名称	福祉医療に関する事務				
②事務の概要	加西市福祉医療費助成条例(昭和63年加西市条例第7号)、加西市福祉医療費助成条例施行規則(昭和63年加西市規則第3号)に基づき、高齢期移行者、重度障害者等、乳幼児等、こども、母子家庭の母及びその児童、父子家庭の父及びその児童並び遺児に対し、医療費の助成を行う。また、加西市高齢重度障害者等医療費助成事業実施要綱に基づき、高齢重度障害者等に対し、医療費の助成を行う。加西市は、上記条例、規則、実施要綱及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を次の事務で取扱う。 1. 福祉医療費及び高齢重度障害者等の医療費の支給に関する事務 2. 福祉医療費及び高齢重度障害者等の医療費の支給方法の特例に関する事務 3. 福祉医療費及び高齢重度障害者等の医療費の支給市請、福祉医療費受給者証及び高齢重度障害者等の医療費の支給申請、福祉医療費受給者証及び高齢重度障害者等の医療費の支給申請、福祉医療費受給者証及び高齢重度障害者等の医療費の支給申請、福祉医療費受給者証及び高齢重度障害者等医療費受給者証の交付又は更新に係る申請及び資格事項(変更)届の受理並びにその申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 4. 福祉医療費受給者証及び高齢重度障害者等医療費受給者証の職権による更新に関する事務				
③システムの名称	1. 医療費助成システム 2. 団体内統合宛名システム 3. 中間サーバー				
2. 特定個人情報ファイル名					

- 1. 福祉医療特定個人情報ファイル
- 2. 宛名特定個人情報ファイル

3. 個人番号の利用

法令上の根拠

- 1. 番号法第9条第2項
- 2. 加西市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する条例(平成27年加西市 条例第32号)第3条第1項 別表第1 3の項、4の項
- 3. 加西市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する条例施行規則(平成27 年加西市規則第24号)第4条、第5条

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

<選択肢> 1) 実施する ①実施の有無 実施する] 2) 実施しない 3) 未定

②法令上の根拠 番号法第19条第9号

5. 評価実施機関における担当部署

①部署 市民部 国保医療課 ②所属長の役職名 国保医療課長

6. 他の評価実施機関

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

〒675-2395

兵庫県加西市北条町横尾1000番地 加西市役所 市民部 国保医療課

電話 0790-42-8796

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

〒675-2395 兵庫県加西市北条町横尾1000番地 連絡先 加西市役所 市民部 国保医療課

電話 0790-42-8796

請求先

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数						
評価対象の事務の対象人数は何人か		[1,000人以上1万人未満]		<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上		
いつ時点の計数か		令和	15年12月25日 時点			
2. 取扱者	2. 取扱者数					
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満
いつ時点の計数か		平成	25年12月25日 時点			
3. 重大事故						
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか		[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果	
	基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報	保護評価書の種類					
[基礎	項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書			
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載 されている。						
2. 特定個人情報の入手(作	情報提供ネットワークシステムを	E通じた入手を除く。)			
目的外の入手が行われるリス クへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている			
3. 特定個人情報の使用						
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[特に力を入れている		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
4. 特定個人情報ファイルの	の取扱いの委託		[O]委託しない			
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
5. 特定個人情報の提供・移転	伝(委託や情報提供ネットワークシス	ステムを通じた提供を	除く。) []提供・移転しない			
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている			
6. 情報提供ネットワークシ	ステムとの接続	[]接続	しない(入手) []接続しない(提供)			
目的外の入手が行われるリス クへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている			
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[特に力を入れている		<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている			
7. 特定個人情報の保管・済	消去					
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[特に力を入れている		<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている			
8. 監査						
実施の有無	[] 自己点検 [〇] 内部監査	[] 外部監査			
9. 従業者に対する教育・啓	各 発					
従業者に対する教育・啓発	[特に力を入れて行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている			

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明